

別表第1（第2条関係）

区 分	内 容	交 付 基 準
奨励金	<p>中学校の生徒の文化活動に係る努力と功績をたたえ、さらなる活躍を奨励する。</p>	<p>1 旅費</p> <p>中学校における部活動において、次に掲げる大会（市内で開催されるものを除く。）へ出場する生徒（当該生徒が全国規模の大会へ出場する場合にあっては、引率する者1名を含む。）であること。</p> <p>(1) 社団法人全日本吹奏楽連盟、中部日本吹奏楽連盟及び東海吹奏楽連盟が主催する県大会以上の大会</p> <p>(2) 愛知県吹奏楽連盟が主催する東三河大会以上の大会</p> <p>(3) NHK全国学校音楽コンクールの県大会以上の大会</p> <p>2 楽器運搬費</p> <p>中学校における部活動において、次に掲げる大会（市内で開催されるものを除く。）へ出場する学校であること。</p> <p>(1) 社団法人全日本吹奏楽連盟、中部日本吹奏楽連盟及び東海吹奏楽連盟が主催する県大会以上の大会</p> <p>(2) 愛知県吹奏楽連盟が主催する県大会以上の大会</p> <p>(3) NHK全国学校音楽コンクールの県大会以上の大会</p>

<p>激励金</p>	<p>個人又は学校・団体に激励金を交付することにより、市民の文化活動を激励する。</p>	<p>1 次に掲げる大会（美術展、写真展、書道展その他の作品展へ出展する場合及び文芸作品等を応募する場合など、個人又は学校・団体が開催地へ行くことなく出場できる場合に該当するものを除く。）へ出場する市内に在住する個人又は市内に所在する学校（中学校を除く。）・団体であること。</p> <p>(1) 文部科学省又は文化庁が主催し、又は共催する大会のうち、地方予選を経て出場する全国規模以上の大会</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる機関（政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。）が主催する大会のうち、地方予選を経て出場する全国規模以上の大会</p> <p>(3) その他市長が適当と認める大会</p> <p>2 その活動が特に顕著であると市長が認める個人又は学校・団体であること。</p>
------------	--	--

